



新潟県報

発行 新潟県

第61号

令和6年8月9日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

56 新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則 (出納局管理課)

訓 令

14 新潟県収入証紙の廃止に伴う関係訓令の一部を改正する訓令 (出納局管理課)

告 示

867 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)

868 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)

869 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)

870 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託(文化課)

871 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)

872 土地改良事業計画の認可(農地計画課)

873 公共測量の実施通知(監理課)

874 公共測量の実施通知(監理課)

875 公共測量の実施通知(監理課)

876 道路の区域変更(道路管理課)

877 道路の区域変更(道路管理課)

878 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

879 新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正(出納局管理課)

公 告

一般競争入札の実施(ICT推進課)

特別保護地区の再指定(環境対策課)

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(地域産業振興課)

採石業務管理者試験の実施(河川管理課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

規 則

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第56号

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則

(新潟県収入証紙条例施行規則の廃止)

第1条 新潟県収入証紙条例施行規則(昭和57年新潟県規則第21号)は、廃止する。

(新潟県建築士法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式(第5条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士免許申請書</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式(第8条の2関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士免許証書換え交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式(第9条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士免許証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>第10号様式(その1)(第30条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士試験受験申込書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 100px; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>第10号様式(その2)(第30条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士試験受験申込書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 100px; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> </div>	<p>別記</p> <p>第1号様式(第5条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士免許申請書</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>収入証紙 貼付欄</p> </div> <p>(略)</p> <p>第3号様式(第8条の2関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士免許証書換え交付申請書</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>収入証紙 貼り付け欄</p> </div> <p>(略)</p> <p>第4号様式(第9条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士免許証再交付申請書</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>収入証紙 貼り付け欄</p> </div> <p>(略)</p> <p>第10号様式(その1)(第30条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士試験受験申込書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 100px; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>受験手数料 はり付け欄</p> <p>[消印しないこと。]</p> </div> <p>(略)</p> <p>第10号様式(その2)(第30条関係)</p> <p style="padding-left: 40px;">2級</p> <p style="padding-left: 40px;">木造建築士試験受験申込書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 100px; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <p>受験手数料</p> </div>

(略)	(略)
-----	-----

はり付け欄
 [消印しないこと。]

(新潟県県税規則の一部改正)

第3条 新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。)を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第63条 (略)</p> <p><u>第64条から第73条まで</u> 削除</p>	<p style="text-align: center;">(証紙の消印)</p> <p><u>第44条の2</u> 条例第58条第1項前段、第69条第1項前段又は第92条の規定により、証紙を貼付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印(新潟県収入証紙条例施行規則(昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。)第11条第2項の規定により定められた消印)を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(証紙使用実績等の報告)</p> <p><u>第44条の3</u> 前条の規定により証紙の消印をした局長は、当月分の証紙の消印実績について翌月7日までに総務部税務課長に報告しなければならない。</p> <p><u>2</u> 総務部税務課長は、前項の規定による報告があつたときは、これを取りまとめた証紙使用実績報告書を作成し、その月の10日までに会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>第63条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(証紙代金収納計器取扱者の指定申請等)</p> <p><u>第64条</u> 条例第59条第1項の指定(この条において「取扱者指定」という。)を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。この場合には、当該申請者が証紙代金収納計器の使用につき県に損害を与えた場合における当該損害に係る債務に関し、連帯保証人2人を立てなければならない。</p> <p><u>2</u> 知事は、取扱者指定をした場合は、その旨の書面を前項の申請者に交付するものとする。</p>

3 取扱者指定を受けた者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）は、標札を証紙代金収納計器の取扱場所の戸外の見やすいところに掲げなければならない。

4 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器を設置した場合は、直ちにこれを知事に提示しなければならない。

5 知事は、前項の証紙代金収納計器に封を施す等必要な措置を講ずるものとする。

（証紙代金収納計器取扱者指定書の記載事項の変更）

第65条 証紙代金収納計器取扱者は、その氏名（証紙代金収納計器取扱者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）又は住所を変更したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

第66条 証紙代金収納計器取扱者は、第64条第2項の指定書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をした場合は、その旨の書面を証紙代金収納計器取扱者に交付するものとする。

（業務の廃止届）

第67条 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器の取扱業務をやめようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに知事に届け出なければならない。

（死亡又は解散の場合の届出）

第68条 証紙代金収納計器取扱者が死亡し又は解散したときは、相続人又は清算人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（証紙代金収納計器取扱者の指定の取消し）

第69条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、証紙代金収納計器取扱者の指定を取り消すことができる。

(1) 証紙代金収納計器取扱者が証紙代金収納計器を取り扱うのに必要な資力又は信用を失ったとき。

(2) 証紙代金収納計器取扱者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。

（証紙代金収納計器の使用手続）

第70条 証紙代金収納計器取扱者は、当該証紙代金収納計器を使用する場合は、県の発行する始動票札をもつてしなければならない。

2 証紙代金収納計器取扱者は、知事の指定する指定金融機関又は指定代理金融機関に申請書を提出

して始動票札を買い受け、証紙代金収納計器の使用に支障のないように常備しておかなければならない。

(誤表示による金額の払戻し)

第71条 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器によつて誤つて過大な金額を表示した場合において、当該誤表示の金額に相当する金額の払戻しを受けようとするときは、請求書に当該誤表示に係る申告書を添えて知事に請求しなければならない。

(始動票札の買戻し)

第72条 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器の取扱いをやめた場合において、未使用の始動票札及び当該計器に組み込んだ始動票札の未使用額に相当する部分の買戻しを請求し、現金の還付を受けようとするときは、請求書に買戻しを受けようとする始動票札を添えて知事に提出しなければならない。

(記帳及び報告義務等)

第73条 証紙代金収納計器取扱者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 始動票札の買受数量及び使用数量並びにこれらの年月日
- (2) 表示金額及び誤表示金額の日計並びにこれらの年月日
- 2 証紙代金収納計器取扱者は、毎日の使用済みの始動票札を翌日中に知事に提出しなければならない。
- 3 証紙代金収納計器取扱者は、毎月末日現在の証紙代金収納計器の使用状況を、翌月5日までに知事に報告しなければならない。

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税納税済印	条例第58条第2項、第69条第2項	別記第91号様式

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
証紙代金収納計器に付する印の印影	条例第58条第1項	別記第82号様式
証紙代金収納計器取扱者指定申請書	第64条第1項	別記第83号様式
標札	第64条第3項	別記第84号様式
証紙代金収納計器取扱者指定事項変更届出(申請)書	第65条(第66条)	別記第85号様式
証紙代金収納計器取扱業務廃止届出書	第67条	別記第86号様式

(略)		
狩猟税申告書	(略)	(略)
狩猟税納税済印	条例第92条第2項	別記第101号様式の2
(略)		

第39号様式 (第117条関係)

(略)
(略)

第39号様式の2 (第117条関係)

(略)
(略)

第39号様式の2の2 (第117条関係)

(略)
(略)

第81号様式の7 (略)

第82号様式から第90号様式まで 削除

始動票札	第70条第1項	別記第87号様式
始動票札買受申請書	第70条第2項	別記第88号様式
誤表示金額払戻請求書	第71条	別記第89号様式
始動票札買戻請求書	第72条	別記第90号様式
証紙代金収納計器使用状況報告書	第73条第3項	別記第91号様式
(略)		
狩猟税申告書	(略)	(略)
(略)		

第39号様式 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)
(略)

第39号様式の2 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)
(略)

第39号様式の2の2 (第117条関係)

※ (収入証紙貼付欄)

(略)
(略)

第81号様式の7 (略)

第82号様式 (第117条関係)

(略)

第83号様式 (第117条関係)

(略)

第84号様式 (第117条関係)

(略)

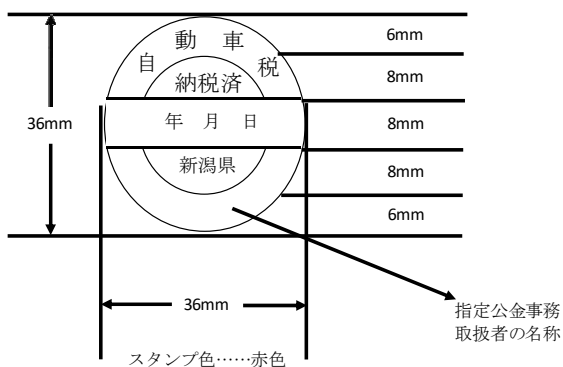
第85号様式 (第117条関係)

証紙代金収納計器取扱者指定事項変更届出(申請書)
(略)

	<p>第86号様式 (第117条関係) 証紙代金収納計器取扱業務廃止届出書 (略)</p> <p>第87号様式 (第117条関係) (略)</p> <p>第88号様式 (第117条関係) 始動票札買受申請書 (略)</p> <p>第89号様式 (第117条関係) 誤表示金額払戻請求書 (略)</p> <p>第90号様式 (第117条関係) 始動票札買戻請求書 (略)</p>				
<p>第93号様式 (第117条関係) 譲渡担保財産に係る自動車税(環境性能割)の納税義務免除(還付)申請書 (略)</p> <table border="1" data-bbox="220 987 783 1189"> <tr> <td>納付年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	納付年月日	年 月 日	<p>第93号様式 (第117条関係) 譲渡担保財産に係る自動車税(環境性能割)の納税義務免除(還付)申請書 (略)</p> <table border="1" data-bbox="831 987 1394 1189"> <tr> <td>納付区分 及び年月 日</td> <td>証紙 年 月 日 現金</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	納付区分 及び年月 日	証紙 年 月 日 現金
納付年月日	年 月 日				
納付区分 及び年月 日	証紙 年 月 日 現金				
<p>第101号様式 (第117条関係) (略)</p> <table border="1" data-bbox="220 1305 783 1581"> <tr> <td>納税済印押印欄</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	納税済印押印欄	<p>第101号様式 (第117条関係) (略)</p> <table border="1" data-bbox="831 1305 1394 1581"> <tr> <td>収入証紙貼付欄 ◎御注意 狩猟税は、新潟県が定めた収入証紙を貼って納付することになっていきますから、税額相当分の収入証紙をこの欄に貼って提出してください。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	収入証紙貼付欄 ◎御注意 狩猟税は、新潟県が定めた収入証紙を貼って納付することになっていきますから、税額相当分の収入証紙をこの欄に貼って提出してください。		
納税済印押印欄					
収入証紙貼付欄 ◎御注意 狩猟税は、新潟県が定めた収入証紙を貼って納付することになっていきますから、税額相当分の収入証紙をこの欄に貼って提出してください。					

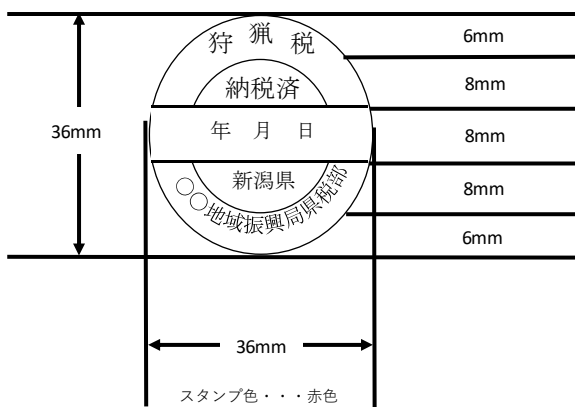
第4条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。
別記第91号様式を次のように改める。

第91号様式 (第117条関係)



備考 軽自動車税の環境性能割額に相当する現金の納付を受けた場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税 (環境性能割)」として、同様式を使用する。
別記101号様式の次に次の1様式を加える。

第101号様式の2 (第117条関係)



(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (昭和36年新潟県規則第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第6号様式 (第7条関係) 配置従事者身分証明書書換え交付申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第6号様式 (第7条関係) 配置従事者身分証明書書換え交付申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right; border: 2px solid black; padding: 2px;">収 入 証 紙</p>
<p>第7号様式 (第8条関係) 配置従事者身分証明書再交付申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第7号様式 (第8条関係) 配置従事者身分証明書再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right; border: 2px solid black; padding: 2px;">収 入 証 紙</p>
<p>第8号様式 (第10条関係)</p>	<p>第8号様式 (第10条関係)</p> <p style="text-align: right; border: 2px solid black; padding: 2px;">収 入 証 紙</p>

販売業 管理医療機器貸与業届出済証交付申請書 (略) 第13号様式 (第26条関係) 登録販売者試験受験願書 (略)	販売業 管理医療機器貸与業届出済証交付申請書 (略) 第13号様式 (第26条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新潟県収入証紙貼付欄</div> 登録販売者試験受験願書 (略)
---	---

(新潟県栄養士法施行細則の一部改正)

第6条 新潟県栄養士法施行細則(昭和36年新潟県規則第50号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式 (第3条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;">(略)</div> 備考 1 「(旧姓)」欄又は「通称名」欄は、旧姓又は外国人における通称名を栄養士免許証に併記することを希望する場合のみ記入すること。 2 手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合は、当該書類を貼付すること。	別記 第1号様式 (第3条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;"> (略) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">新潟県収入証紙貼付欄</div> </div> 備考 「(旧姓)」欄又は「通称名」欄は、旧姓又は外国人における通称名を栄養士免許証に併記することを希望する場合のみ記入すること。
第2号様式 (第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;">(略)</div> 備考 1・2 (略) 3 手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合は、当該書類を貼付すること。	第2号様式 (第4条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;"> (略) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">新潟県収入証紙貼付欄</div> </div> 備考 1・2 (略)
第4号様式 (第6条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;">(略)</div> 備考 1・2 (略) 3 手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合は、当該書類を貼付す	第4号様式 (第6条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 60px;"> (略) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">新潟県収入証紙貼付欄</div> </div> 備考 1・2 (略)

ること。

(新潟県動物用医薬品販売業に関する規則の一部改正)

第7条 新潟県動物用医薬品販売業に関する規則(昭和37年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第2号様式 (第4条関係) 動物用医薬品配置従事者身分証明書(書換交付再交付)申請書 (略)	第2号様式 (第4条関係) 動物用医薬品配置従事者身分証明書(書換交付再交付)申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 収 入 証 紙 (消印しないこと) </div> (略)

(新潟県養蜂振興法施行細則の一部改正)

第8条 新潟県養蜂振興法施行細則(昭和39年新潟県規則第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第3号様式 (第3条関係) 蜜蜂転飼許可申請書 (略)	第3号様式 (第3条関係) 蜜蜂転飼許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 収入証紙をちよう付する欄 </div> (略)

(新潟県物品会計規則の一部改正)

第9条 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

改 正 後	改 正 前
(会計管理者の帳簿) 第40条 会計管理者は、次に掲げる帳簿を備え、これに必要な事項を明らかにしておかなければならない。 (1)・(2) (略)	(会計管理者の帳簿) 第40条 会計管理者は、次に掲げる帳簿を備え、これに必要な事項を明らかにしておかなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 証紙・始動票札出納簿</u>

(新潟県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第10条 新潟県製菓衛生師法施行細則(昭和42年新潟県規則第40号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第6号様式 (第11条関係) 製菓衛生師試験受験願書 (略) (略)	第6号様式 (第11条関係) 製菓衛生師試験受験願書 (略) (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 収入証紙貼付欄 </div>

(新潟県建設業法施行細則の一部改正)

第11条 新潟県建設業法施行細則(昭和44年新潟県規則第77号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記様式 (第2条関係) 建設業許可証明申請書	別記様式 (第2条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 新潟県収入証紙貼り付け欄 </div> 建設業許可証明申請書

(略) 1～5 (略) 備考 記入式納付書により手数料を納付した場合は、この申請書に納付済証を貼付すること。 (略)	(略) 1～5 (略) (略)
---	---------------------------

(新潟県都市計画法施行細則の一部改正)

第12条 新潟県都市計画法施行細則（昭和45年新潟県規則第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																														
<p>別記 第1号様式（第2条の2関係） 開発行為変更許可申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第1号様式の2（第2条の2関係） 開発工事完了公告前の建築物の建築特定工作物の建設承認申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2号様式（第2条の2関係） 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第2条の2関係） 予定建築物等以外の建築等許可申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4号様式（第2条の2関係） 開発許可に基づく地位承継承認申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第5号様式（第2条の2関係）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別記 第1号様式（第2条の2関係） 開発行為変更許可申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td style="border: 2px solid black;">収入証紙 (消印しないこと。)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第1号様式の2（第2条の2関係） 開発工事完了公告前の建築物の建築特定工作物の建設承認申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td style="border: 2px solid black;">収入証紙 (消印しないこと。)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2号様式（第2条の2関係） 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td style="border: 2px solid black;">収入証紙 (消印しないこと。)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第2条の2関係） 予定建築物等以外の建築等許可申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td style="border: 2px solid black;">収入証紙 (消印しないこと。)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4号様式（第2条の2関係） 開発許可に基づく地位承継承認申請書</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td style="border: 2px solid black;">収入証紙 (消印しないこと。)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第5号様式（第2条の2関係）</p>	(略)	収入証紙 (消印しないこと。)	(略)		(略)	収入証紙 (消印しないこと。)	(略)		(略)	収入証紙 (消印しないこと。)	(略)		(略)	収入証紙 (消印しないこと。)	(略)		(略)	収入証紙 (消印しないこと。)	(略)	
(略)																															
(略)																															
(略)																															
(略)																															
(略)																															
(略)																															
(略)																															
(略)																															
(略)																															
(略)																															
(略)	収入証紙 (消印しないこと。)																														
(略)																															
(略)	収入証紙 (消印しないこと。)																														
(略)																															
(略)	収入証紙 (消印しないこと。)																														
(略)																															
(略)	収入証紙 (消印しないこと。)																														
(略)																															
(略)	収入証紙 (消印しないこと。)																														
(略)																															

開発登録簿写し交付申請書	開発登録簿写し交付申請書
(略)	(略) 収入証紙 (消印しないこと。)
(略)	(略)

(新潟県公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

第13条 新潟県公害紛争処理条例施行規則（昭和45年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">軽 減 申請手数料免 除申請書 納付猶予</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">軽 減 申請手数料免 除決定通知書 納付猶予</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">軽 減 申請手数料免 除不承認決定通知書 納付猶予</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">軽 減 納付猶予申請手数料納付書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">納付済証等を貼る欄</div> <p><u>備考 1 納付すべき金額の欄には、軽減の場合には軽減後の金額を、納付猶予の場合は納付すべき金額を記載すること。</u></p> <p><u>2 納付済証等を貼る欄には、手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合は、当該書類を貼付すること。</u></p>	<p>別記</p> <p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">軽 減 申請手数料免 除申請書 納付猶予</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">軽 減 申請手数料免 除決定通知書 納付猶予</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式</p> <p style="text-align: center;">軽 減 申請手数料免 除不承認決定通知書 納付猶予</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式</p> <p style="text-align: center;">軽 減 納付猶予申請手数料納付書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">証紙をはる欄</div> <p><u>備考 納付すべき金額の欄には、軽減の場合には軽減後の金額を、納付猶予の場合は納付すべき金額を記載すること。</u></p>

(新潟県林業種苗法施行細則の一部改正)

第14条 新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第2号様式 <u>(第3条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">生産事業者講習会申込書</p> <p>(略)</p>	<p>第2号様式</p> <p style="border: 2px solid black; padding: 2px;">収入証紙</p> <p style="text-align: center;">生産事業者講習会申込書</p> <p>(略)</p>
<p>第3号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">生産事業者表示書</p> <p>(略)</p>	<p>第3号様式</p> <p style="text-align: center;">生産事業者表示書</p> <p>(略)</p>
<p>第4号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">配布事業者表示書</p> <p>(略)</p>	<p>第4号様式</p> <p style="text-align: center;">配布事業者表示書</p> <p>(略)</p>
<p>第5号様式 <u>(第5条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">種苗証明申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第5号様式</p> <p style="border: 2px solid black; padding: 2px;">収入証紙</p> <p style="text-align: center;">種苗証明申請書</p> <p>(略)</p>
<p>第6号様式 <u>(第6条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">封かん紙</p> <p>(略)</p>	<p>第6号様式</p> <p style="text-align: center;">封かん紙</p> <p>(略)</p>
<p>第7号様式 <u>(第6条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">封印</p> <p>(略)</p>	<p>第7号様式</p> <p style="text-align: center;">封印</p> <p>(略)</p>

(新潟県立職業能力開発校規則の一部改正)

第15条 新潟県立職業能力開発校規則(昭和47年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">入校願書</p> <p>(略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p><u>4 記入式納付書により手数料を納付した場合は、この願書の裏面に納付済証を貼付すること。</u></p>	<p>別記</p> <p>第1号様式 (第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">入校願書</p> <p>(略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</p> <p style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙貼付欄</p> <p>注 1～3 (略)</p>

(新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第16条 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例施行規則(昭和48年新潟県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(依頼書の提出)</p> <p>第2条 条例第1条の規定により試験等を依頼する者又は成績書の副本の交付を受けようとする者は、<u>試験等依頼書(別記第1号様式)</u>をセンター等の長(以下「センター長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 条例第3条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(別記第3号様式)をセンター長等を経て知事に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>別記 第1号様式(第2条関係) 試験等依頼書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <p>(略)</p>	<p>(依頼書の提出)</p> <p>第2条 条例第1条の規定により試験等を依頼する者又は成績書の副本の交付を受けようとする者は<u>試験等依頼書(別記第1号様式)</u>を、<u>同条の規定により工業技術に関する情報の提供を受けようとする者は情報検索依頼書(別記第1号様式の2)</u>をセンター等の長(以下「センター長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 条例第4条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(別記第3号様式)をセンター長等を経て知事に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>別記 第1号様式(第2条関係) 試験等依頼書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto;"> <p style="text-align: center;">新潟県収入証紙ちよう付欄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>(証紙は、重ならないようにはること。 この欄にはりきれない場合は、裏面にはること。)</p> </div> </div> <p>(略)</p> <p>第1号様式の2(第2条関係) 情報検索依頼書</p>

(新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部改正)

第17条 新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則(昭和49年新潟県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第1号様式(第4条関係) 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 造成宅地の概要の欄中7には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、農地法、自然公園法その他の法令による許可、認可等を要する</p>	<p>別記 第1号様式(第4条関係) 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0; text-align: right;">新潟県収入証紙貼付欄</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 造成宅地の概要の欄中7には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成等規制法</u>、農地法、自然公園法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、そ</p>

<p>場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5号様式 (第11条関係) 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 造成宅地の概要の欄中6には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、農地法、自然公園法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6号様式 (第12条、第13条関係) 優良住宅認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>(略)</p>	<p>の手続の状況を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5号様式 (第11条関係) 優良宅地認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略) 新潟県収入証紙ちよう付欄</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 造成宅地の概要の欄中6には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成等規制法</u>、農地法、自然公園法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6号様式 (第12条、第13条関係) 優良住宅認定申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略) 新潟県収入証紙貼付欄</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>(略)</p>
---	---

(新潟県旅館業法施行細則の一部改正)

第18条 新潟県旅館業法施行細則(昭和50年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係) 旅館業許可申請書</p> <p>(略)</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係) 旅館業許可申請書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新潟県収入証紙貼付欄</div>

(新潟県大麻取締法施行細則の一部改正)

第19条 新潟県大麻取締法施行細則(昭和52年新潟県規則第19号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p>第8号様式 (第7条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新潟県収入証紙貼付欄</div> <p>(略)</p> <p>第8号様式 (第7条関係)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; text-align: center;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> <p>(略)</p>

<p>第9号様式（第8条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第9号様式（第8条関係）</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>新潟県収入証紙 はり付け欄</p> </div>
--------------------------------	--

(新潟県調理師法施行細則の一部改正)

第20条 新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> </div> <p>備考 1・2 (略)</p> <p><u>3 手数料を納付したことを証する書類の 交付を受けた場合は、当該書類を貼付す ること。</u></p> <p>第3号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> </div> <p>備考 1・2 (略)</p> <p><u>3 手数料を納付したことを証する書類の 交付を受けた場合は、当該書類を貼付す ること。</u></p> <p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">調理師試験受験願書</p> <p>(略)</p> <p>備考 <u>手数料を納付したことを証する書類の交付 を受けた場合は、当該書類を貼付すること。</u></p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>新潟県収入証紙貼付欄</p> </div> </div> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>第3号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>新潟県収入証紙貼付欄</p> </div> </div> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">調理師試験受験願書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>新潟県収入証紙貼付欄</p> </div>

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第21条 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和52年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式（第19条関係）</p> <p style="text-align: center;">犬又は猫の引取申請書</p> <p>(略)</p> <p>第17号様式（第19条関係）</p>	<p>第16号様式（第19条関係）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-bottom: 10px;"> <p>収入証紙貼付欄</p> </div> <p style="text-align: center;">犬又は猫の引取申請書</p> <p>(略)</p> <p>第17号様式（第19条関係）</p>

(略) 抑留犬返還申請書	(略) 抑留犬返還申請書 収入証紙はり付け欄
-----------------	--

(新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第22条 新潟県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前											
<p>第5号様式（第12条関係） 宅地建物取引士資格試験受験申込書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第5号様式（第12条関係） 宅地建物取引士資格試験受験申込書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="5" style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: middle;"> 新潟県 収入証紙 ちよう付欄 〔消印しな いこと。〕 </td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	新潟県 収入証紙 ちよう付欄 〔消印しな いこと。〕	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)												
(略)												
(略)												
(略)												
(略)												
(略)	新潟県 収入証紙 ちよう付欄 〔消印しな いこと。〕											
(略)												
(略)												
(略)												
(略)												

(新潟県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第23条 新潟県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3号様式（第2条関係） 登録申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第3号様式（第2条関係） 登録申請書</p> <p style="text-align: right;">新潟県収入証紙ちよう付欄</p> <p>(略)</p>

(新潟県財務規則の一部改正)

第24条 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1) 県税徴収金 別に定める日</p>	<p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1) 証紙（新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第70条第1項に規定する始動票札を含む。以下同じ。）の売りさばきによる収入 証紙を売りさばいた月の末日</p> <p>(2) 証紙により徴収する県税以外の県税徴収金 別に定める日</p>

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入（第1号に掲げる収入を除く。）別に定める日
- (8) (略)

第112条 削除

別表第6（第9条関係）

委任する事務	委任を受ける者	再委任させる事務	再委任を受ける者
1 県税徴収金及び納税証明書交付手数料に係る収入金（以下「 <u>県税徴収金等</u> に係る収入金」という。）の出納に関する記録管理、 <u>県税徴収金等</u> に係る収入金の収納、 <u>県税徴収金</u> に係る歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに <u>県税徴収金</u> に係る保管有価証券の受け払い及び保管を行うこと。	(略)	直接領収を必要とする <u>県税徴収金等</u> に係る収入金、歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに <u>県税徴収金</u> に係る保管有価証券の受け払いを行うこと。	(略)
2 出納局以外の場所で直接領収を必要とする <u>県税徴収金等</u> に係る収入金以外の	(略)	出納局以外の場所で直接領収を必要とする	(略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入（第2号に掲げる収入を除く。）別に定める日
- (9) (略)

(証紙による収入の還付)

第112条 出納局管理課長は、証紙による収入に係る収入金の還付をするときは、還付決議書により会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、支払の手続の例により還付しなければならない。

別表第6（第9条関係）

委任する事務	委任を受ける者	再委任させる事務	再委任を受ける者
1 県税徴収金に係る収入金の出納に関する記録管理、 <u>県税徴収金</u> に係る収入金の収納、 <u>県税徴収金</u> に係る歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに <u>県税徴収金</u> に係る保管有価証券の受け払い及び保管を行うこと。	(略)	直接領収を必要とする <u>県税徴収金</u> に係る収入金、歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに <u>県税徴収金</u> に係る保管有価証券の受け払いを行うこと。	(略)
2 出納局以外の場所で直接領収を必要とする <u>県税徴収金</u> 以外の収入金、歳入歳	(略)	出納局以外の場所で直接領収を必要とする	(略)

収入金、歳入歳出外現金（事務所に属するものを除く。）の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに有価証券の寄託を受けること。	る <u>県税徴収金等に係る収入金</u> 以外の収入金、歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに有価証券の寄託を受けること。	出外現金（事務所に属するものを除く。）の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに有価証券の寄託を受けること。	る <u>県税徴収金</u> 以外の収入金、歳入歳出外現金の領収及び指定金融機関等に対する払込み及び現金の保管並びに有価証券の寄託を受けること。
(略)		(略)	

(新潟県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第25条 新潟県化製場等に関する法律施行細則（昭和59年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第2号様式（第3条関係） 化 製 場 魚介類鳥類等製造貯蔵施設設置許可申請書</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第3条関係） 死亡獣畜取扱場設置許可申請書</p> <p>(略)</p> <p>第7号様式（第8条関係） 動物の飼養又は収容の許可申請書</p> <p>(略)</p>	<p>第2号様式（第3条関係） 化 製 場 魚介類鳥類等製造貯蔵施設設置許可申請書</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">新潟県収入証紙 ちよう付欄</div> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第3条関係） 死亡獣畜取扱場設置許可申請書</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">新潟県収入証紙 ちよう付欄</div> <p>(略)</p> <p>第7号様式（第8条関係） 動物の飼養又は収容の許可申請書</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">新潟県収入証紙 ちよう付欄</div> <p>(略)</p>

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第26条 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式 (第2条関係) 浄化槽保守点検業者登録申請書 (略)	別記 第1号様式 (第2条関係) 浄化槽保守点検業者登録申請書 (略) 新潟県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。) <div style="border: 2px solid black; height: 15px; width: 100%;"></div>

(新潟県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第27条 新潟県屋外広告物条例施行規則 (平成8年新潟県規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式 (第2条関係) 広告物等表示 (設置) 許可申請書 (略) 第2号様式の2 (第7条関係) 広告物等表示 (設置) 許可申請書 (略) 第3号様式 (第11条関係) 広告物等更新許可申請書 (略) 第5号様式 (第12条関係) 広告物等変更 (改造) 許可申請書 (略) 第5号様式の2 (第12条関係) 広告物等変更 (改造) 許可申請書 (略) 第12号様式 (第18条関係) 屋外広告業登録申請書 (略) 第19号様式 (第21条関係) 屋外広告物講習会受講申込書 (略)	別記 第1号様式 (第2条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 広告物等表示 (設置) 許可申請書 (略) 第2号様式の2 (第7条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 広告物等表示 (設置) 許可申請書 (略) 第3号様式 (第11条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙貼り付け欄</div> 広告物等更新許可申請書 (略) 第5号様式 (第12条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 広告物等変更 (改造) 許可申請書 (略) 第5号様式の2 (第12条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 広告物等変更 (改造) 許可申請書 (略) 第12号様式 (第18条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 屋外広告業登録申請書 (略) 第19号様式 (第21条関係) <div style="border: 2px solid black; padding: 2px;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> 屋外広告物講習会受講申込書 (略)

(新潟県歯科技工士法施行細則の一部改正)

第28条 新潟県歯科技工士法施行細則（平成13年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第4号様式（第3条関係）</p> <p>歯科技工士国家試験合格証明書交付願 (略)</p>	<p>第4号様式（第3条関係）</p> <p>新潟県収入証紙はり付け欄</p> <p>歯科技工士国家試験合格証明書交付願 (略)</p>

(新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第29条 新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄の中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第2号様式（第3条、第4条の3、第4条の7、第6条、第7条の3、第10条、第11条の3、第14条、第19条関係）</p> <p>(表)</p> <p>再交付申請書 許可証等亡失届 (略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p>4 狩猟免状、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付申請の場合で、<u>手数料を納付したことを証する書類の交付を受けたときは、当該書類を貼付すること。</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>第2号様式（第3条、第4条の3、第4条の7、第6条、第7条の3、第10条、第11条の3、第14条、第19条関係）</p> <p>(表)</p> <p>再交付申請書 許可証等亡失届 (略)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p>4 狩猟免状、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付申請の場合、<u>収入印紙を貼付すること。</u></p> <p>5・6 (略)</p>
<p>第7号様式（第12条関係）</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>手数料を納付したことを証する書類の交付を受けた場合の貼付欄 (記入式納付書の納付済証は、申請書に添付すること。)</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p>	<p>第7号様式（第12条関係）</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>新潟県収入証紙貼付欄</p> <p>(裏)</p> <p>(略)</p>
<p>第8号様式（第15条関係）</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>手数料を納付した</p>	<p>第8号様式（第15条関係）</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>新潟県収入証紙貼</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ことを証する書類 の交付を受けた場 合の貼付欄 (記入式納付書の 納付済証は、申請 書に添付するこ と。) </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 付欄 </div>
(裏)	(裏)
(略)	(略)
第9号様式(第16条関係)	第9号様式(第16条関係)
(表)	(表)
(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 新潟県収入証紙貼 付欄 </div>
(裏)	(裏)
(略)	(略)
第10号様式(第17条関係)	第10号様式(第17条関係)
(表)	(表)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 手数料を納付した ことを証する書類 の交付を受けた場 合の貼付欄 (記入式納付書の 納付済証は、申請 書に添付するこ と。) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 新潟県収入証紙貼 付欄 </div>
(裏)	(裏)
(略)	(略)

(新潟県プール条例施行規則の一部改正)

第30条 新潟県プール条例施行規則(平成19年新潟県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記様式(第3条関係)	別記様式(第3条関係)
プール開設許可申請書	プール開設許可申請書
(略)	(略)
(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 新潟県収入証紙 はり付け欄 </div>
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。ただし、第16条中新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例施行規則第2条及び別記第1号様式の2の改正並びに第17条中新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則別記第1号様式及び別記第5号様式の改正(「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
(廃止条例附則第3項の規定による還付)
- 2 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号。以下「廃止条例」という。)附則第3項の規定により現金の還付を受けようとする者は、第1条の規定による廃止前の新潟県収入証紙条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記第10号様式による証紙還付請求書に返還する証紙を添えて、知事に提出しなければならない。
(廃止条例附則第4項の規定による返還等)
- 3 廃止条例附則第4項の規定により証紙(著しく汚染し、又は損傷したものを除く。)を返還しようとする者は、証紙還付請求書(別記附則第1号様式)に返還する証紙を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 廃止条例附則第4項の規定により還付する金額は、返還された証紙の額面金額の合計額から旧規則第10条第1項の規定による売りさばき手数料の額を控除した額とする。
(新潟県収入証紙条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 5 廃止条例第1条の規定による廃止前の新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)第5条第1項に規定する店舗は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付を受けた証紙及び始動票札のうち売りさばいていないものを、施行日以後、遅滞なく知事に返還しなければならない。
- 6 廃止条例附則第2項の規定によりなお従前の例により使用することができる証紙については、旧規則第2条、第11条、第14条及び第16条の規定は、なおその効力を有する。
- 7 旧規則第10条の規定は、令和6年度の報告に係る手数料の交付までの間は、なおその効力を有する。
(新潟県県税規則の改正に伴う経過措置)
- 8 廃止条例附則第2項の規定によりなお従前の例により使用することができる証紙については、第3条の規定による改正前の新潟県県税規則第44条の2及び第44条の3の規定は、なおその効力を有する。
- 9 施行日前に使用した証紙代金収納計器については、第3条の規定による改正前の新潟県県税規則第73条の規定は、なおその効力を有する。
- 10 施行日から令和7年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の新潟県県税規則別記第101号様式中「納税済印押印欄」とあるのは「収入証紙貼付欄又は納税済印押印欄」と読み替えるものとする。
- 11 未使用の証紙代金収納計器表示がある自動車税申告書については、施行日から令和12年3月31日までの間、これを返還して現金の還付を受けすることができる。現金の還付を受けようとする者は、証紙代金収納計器に係る還付請求書(別記附則第2号様式)に返還する証紙代金収納計器表示がある自動車税申告書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 12 証紙代金収納計器取扱者は、施行日前に証紙代金収納計器によって誤って過大な金額を表示した場合で、施行日以後に当該誤表示の金額に相当する金額の払戻し請求をするときは、誤表示金額払戻し請求書(別記附則第3号様式)に当該誤表示に係る申告書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 13 証紙代金収納計器取扱者は、施行日以後に未使用の始動票札及び当該証紙代金収納計器に組み込んだ始動票札の未使用額に相当する部分の買戻しを請求し、現金の還付を受けようとする場合は、始動票札買戻し請求書(別記附則第4号様式)に始動票札を添えて、知事に提出しなければならない。
- 14 前2項の規定により払戻し又は還付をする金額は、払戻し請求に係る誤表示の金額の合計額又は買戻し請求に係る始動票札の額面金額の合計額から旧規則第10条第1項の規定による売りさばき手数料の額を控除した額とする。
(新潟県財務規則の改正に伴う経過措置)
- 15 第24条の規定による改正前の新潟県財務規則第112条の規定は、令和12年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
(改正前の規則に定める様式に関する経過措置)
- 16 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 17 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

附則第1号様式 (附則第3項関係)

証紙還付請求書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例附則第4項の規定により、下記のとおり買い受けた証紙を返還し、現金の還付を請求します。

記

請求金額	円				
内 訳	種別 (A)	枚数 (B)	額面金額 (A×B)	手数料額	差引金額
	1 円	枚	円		
	5 円	枚	円		
	10 円	枚	円		
	50 円	枚	円		
	100 円	枚	円		
	200 円	枚	円		
	300 円	枚	円		
	400 円	枚	円		
	500 円	枚	円		
	1,000 円	枚	円		
	2,000 円	枚	円		
	5,000 円	枚	円		
	10,000 円	枚	円		
	計	枚	円		
証紙買受け指定店舗名					

【振込先】

金融機関名				支店等名				
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

附則第2号様式 (附則第11項関係)

証紙代金収納計器に係る還付請求書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

(法人、その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則附則第11項の規定により、下記のとおり証紙代金収納計器に係る納入金の還付を請求します。

記

請求金額	円
------	---

【振込先】

金融機関名		支店等名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

附則第3号様式 (附則第12項関係)

誤表示金額払戻請求書

年 月 日

新潟県知事 様

証紙代金収納計器取扱者

住 所

名 称

代表者氏名

電話番号

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則附則第12項の規定により、下記のとおり証紙代金収納計器の誤表示による金額の払戻しを請求します。

記

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

- 1 誤表示年月日 年 月 日
- 2 誤表示額 円 (①)
- 3 表示すべき額 円
- 4 売りさばき手数料額 円 (②)
- 5 請求金額 円 (①－②)
- 6 誤表示を証する書類 別紙添付の申告書

附則第4号様式 (附則第13項関係)

始動票札買戻請求書

年 月 日

新潟県知事 様

証紙代金収納計器取扱者

住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

新潟県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則附則第13項の規定により、下記のとおり買い受けた始動票札を返還し、現金の還付を請求します。

記

未 使 用 票 札	始動票札の番号	数 量	請 求 金 額 ①
	No. から No. まで	枚	円
使 用 票 札	計器に組み込んだ始 動票札の番号	計器に挿入した時の印刻	請 求 金 額 ②
		計器から引き出した時の印刻	
	No.		円
売りさばき手数料額 ③			円
請求金額合計 (①+②-③)			円

注 使用票札の未使用請求金額は、1,000,000円-(計器から引き出した時の印刻-計器に挿入した時の印刻)の額であること。

【振込先】

金 融 機 関 名				支 店 等 名				
預 金 種 別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

訓 令

◎新潟県訓令第14号

本 庁
地 域 機 関

新潟県収入証紙の廃止に伴う関係訓令の一部を改正する訓令を次のように定め、令和6年9月1日から実施する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県収入証紙の廃止に伴う関係訓令の一部を改正する訓令
(新潟県事務決裁規程の一部改正)

第1条 新潟県事務決裁規程(昭和35年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)に対応する同表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 (第15条関係)		別表第6 (第15条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
県税部 課税課長	(1)～(25) (略)	県税部 課税課長	(1)～(25) (略)
	<u>(26)</u> (略)		<u>(26)</u> <u>新潟県県税規則第44条の3の規定により、証紙使用実績報告書を提出すること。</u>
	<u>(27)</u> (略)		<u>(27)</u> (略)
	<u>(28)</u> (略)		<u>(28)</u> (略)
	<u>(29)</u> (略)		<u>(29)</u> (略)
	<u>(30)</u> (略)		<u>(30)</u> (略)
	<u>(31)</u> (略)		<u>(31)</u> (略)
新潟地域振興局県税部 直税第1課長	(1)～(10) (略)	新潟地域振興局県税部 直税第1課長	(1)～(10) (略)
			<u>(11)</u> <u>新潟県県税規則第44条の3の規定により、証紙使用実績報告書を提出すること。</u>
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	

(新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

第2条 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令(昭和39年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)	新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)

号) 第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則(昭和35年新潟県規則第16号)第53条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定(昭和35年4月新潟県訓令第20号)は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。

帳簿		
(名称)	(様式番号)	(規定条文)
(1)の1～(9)	(略)	(略)
(10) <u>削除</u>	(略)	
(略)		

第1号様式の14 (第39条、第41条関係)
物品管理簿(生産品)
(物品出納簿)
(略)

第3号様式の1 (第39条関係)
物品貸付簿
(略)

第3号様式の2 (第39条関係)
物品管理委託簿
(略)

第3号様式の3 (第39条関係)
図書原簿
(略)

第3号様式の5 (第39条関係)
図書貸出券
(略)

第5号様式 (略)

第6号様式 削除

号) 第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則(昭和35年新潟県規則第16号)第53条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定(昭和35年4月新潟県訓令第20号)は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。

帳簿		
(名称)	(様式番号)	(規定条文)
(1)の1～(9)	(略)	(略)
(10) <u>証紙・始動票</u>	(略)	<u>第40条第3号</u>
		<u>札出納簿</u>
(略)		

第1号様式の14
物品管理簿(生産品)
(物品出納簿)
(略)

第3号様式の1
物品貸付簿
(略)

第3号様式の2
物品管理委託簿
(略)

第3号様式の3
図書原簿
(略)

第3号様式の5
図書貸出券
(略)

第5号様式 (略)

第6号様式
証紙・始動票札出納簿
(略)

(新潟県物品会計規則第5条第1項の規定による物品の分類基準を定める訓令の一部改正)

第3条 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を定める訓令(平成4年3月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
-----	-----

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準（昭和39年3月新潟県訓令第7号）は、平成4年3月31日限り廃止する。

物品分類基準表

大分類	中分類	説明及び例示品目
(略)	(略)	(略)
消耗品類	郵便切手類	郵便切手、郵便はがき、収入印紙、乗車回数券、テレホンカード等
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準（昭和39年3月新潟県訓令第7号）は、平成4年3月31日限り廃止する。

物品分類基準表

大分類	中分類	説明及び例示品目
(略)	(略)	(略)
消耗品類	郵便切手類	郵便切手、郵便はがき、収入印紙、 <u>収入証紙</u> 、乗車回数券、テレホンカード等
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(新潟県行政文書管理規程の一部改正)

第4条 新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(本庁における收受及び配付手続)</p> <p>第10条 本庁に到達した文書及び貨物（以下「文書等」という。）は、課に直接到達した文書を除き、法務文書課で受領し、次の各号により処理するものとする。</p> <p>(1) 文書等（次号に規定するものを除く。）は、原則として開封しないで主務課に配付すること。ただし、主務課が判明しないものは、法務文書課において開封するものとし、現金、金券、証券等が添付され、又は封入されている場合は、文書等配付簿により主務課に配付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 課に配付された文書等及び課に直接到達した文書等は、別に定めるものを除き、文書取扱者が收受し、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 現金、金券、証券、書留による郵便物、貨物等は、担当者に配付すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地域機関における收受及び配付手続)</p> <p>第12条 所に到達した文書等は、別に定めるものを除き、文書取扱者が收受し、次の各号により処理</p>	<p>(本庁における收受及び配付手続)</p> <p>第10条 本庁に到達した文書及び貨物（以下「文書等」という。）は、課に直接到達した文書を除き、法務文書課で受領し、次の各号により処理するものとする。</p> <p>(1) 文書等（次号に規定するものを除く。）は、原則として開封しないで主務課に配付すること。ただし、主務課が判明しないものは、法務文書課において開封するものとし、現金、金券、<u>証紙</u>、証券等が添付され、又は封入されている場合は、文書等配付簿により主務課に配付すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条 課に配付された文書等及び課に直接到達した文書等は、別に定めるものを除き、文書取扱者が收受し、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 現金、金券、<u>証紙</u>、証券、書留による郵便物、貨物等は、担当者に配付すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地域機関における收受及び配付手続)</p> <p>第12条 所に到達した文書等は、別に定めるものを除き、文書取扱者が收受し、次の各号により処理</p>

しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 現金、金券、証券、書留による郵便物（県税の申告書に係るものを除く。）等は、文書等配付簿により担当者に配付すること。 (6)・(7) (略) 2 (略)	しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 現金、金券、 <u>証紙</u> 、証券、書留による郵便物（県税の申告書に係るものを除く。）等は、文書等配付簿により担当者に配付すること。 (6)・(7) (略) 2 (略)
--	--

附 則

新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和4年新潟県条例第47号）附則第2項の規定によりなお従前の例により使用することができる証紙については、第1条の規定による改正前の新潟県事務決裁規程別表第6第3号の表の規定及び第4条の規定による改正前の新潟県行政文書管理規程第10条から第12条までの規定は、なおその効力を有する。

告 示

◎新潟県告示第867号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
ウエルシア薬局十日町下川原町店	十日町市西本町三丁目235番地2	育成医療・更生医療	令和6年8月1日

◎新潟県告示第868号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	更新年月日
共栄堂薬局柏崎店	柏崎市茨目1丁目3番18号	育成医療・更生医療	令和6年8月1日
なかじょう訪問看護ステーション新発田	新発田市豊町4丁目1番15号	育成医療・更生医療	令和6年8月1日
村上市岩船郡医師会訪問看護ステーションふる里	村上市若葉町10-7	育成医療・更生医療	令和6年8月1日

◎新潟県告示第869号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	廃止年月日
山崎薬局	上越市浦川原区飯室1955-1	育成医療・更生医療	令和3年4月1日

薬局みやした 直江津	上越市東雲町2丁目11番31号	育成医療・更生医療	令和6年3月30日
有限会社 大塚薬局	南魚沼市塩沢1137-1	育成医療・更生医療	令和6年6月1日

◎新潟県告示第870号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「古代エジプト美術館展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和6年8月15日から令和6年10月10日まで
(新潟市美術館は令和6年8月15日から令和6年9月22日まで)
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 大田 正信
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社D I Palette 代表取締役 遠山 亮
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 鈴木 浩行
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日报社 代表取締役 佐藤 明

新潟市中央区西大畑町5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 秋山 啓治
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
新潟市中央区川岸町3丁目18番地 株式会社新潟放送	新潟市中央区川岸町3丁目18番地 株式会社新潟放送 代表取締役社長 島田 好久
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8F アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久

4 委託期間

令和6年8月15日から令和6年11月20日まで

(新潟市美術館は令和6年8月15日から令和6年10月21日まで)

◎新潟県告示第871号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営焼山地区区画整理・農業用排水施設整備(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年8月13日から令和6年9月9日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市江南区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第872号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

令和6年8月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	台上	農業用排水施設整備（基盤整備促進「農業用排水施設」）事業	新規	令和6年7月30日	第48条

◎新潟県告示第873号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県村上地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年8月5日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 村上市釜杭 村上市笹平 地内

◎新潟県告示第874号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局加治川二期農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和6年7月25日から令和6年11月8日まで
- 3 作業地域 新潟県新発田市向中条地内ほか

◎新潟県告示第875号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 地盤沈下変動調査（水準測量図作成）
- 2 作業期間 令和6年8月19日から令和7年2月21日まで
- 3 作業地域 新潟市全域
新潟市担当測量 1級路線54km 2級路線46km

◎新潟県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦川原犀潟停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市頸城区松橋新田字岡新田39番1から 同市頸城区松橋字砂原490番1まで	新	(A)6.7~27.8メートル	223.5メートル
		(B)6.7~31.0メートル	218.4メートル
	旧	6.7~27.8メートル	223.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市石花1291番2から 同市石花823番1まで	新	7.0~17.6メートル	111.5メートル
	旧	6.3~17.6メートル	111.5メートル

◎新潟県告示第878号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年8月9日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和6年7月18日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
佐渡市長石字高立192番4の内、 192番6の内、192番10の内、192 番12の内、192番13の内、193番 3の内、193番7の内、193番8 の内、193番12の内、193番14の 内	5.00	92.60

192番6の内、192番10の内、192番13の内、192番14の内、193番7の内、193番8の内、193番12の内、193番14の内、193番15の内	転回広場	119.00平方メートル
---	------	--------------

◎新潟県告示第879号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、令和6年9月1日から実施する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(公金の口座区分)</p> <p>第4条 事務集中店における県預金の受入れ又は払出しの口座区分は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 歳入金及び歳出金。ただし、歳入金にあつては、県税徴収金、高等学校授業料等収入金、県税徴収金及び高等学校授業料等収入金以外の収入金</p> <p>(4) (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第6章 <u>削除</u></p> <p>第37条から第41条まで <u>削除</u></p>	<p>(公金の口座区分)</p> <p>第4条 事務集中店における県預金の受入れ又は払出しの口座区分は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 歳入金及び歳出金。ただし、歳入金にあつては、県税徴収金、高等学校授業料等収入金、<u>県税徴収金及び高等学校授業料等収入金以外の収入金並びに証紙収入</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第6章 <u>証紙等の取扱い</u></p> <p>(証紙等の請求)</p> <p>第37条 <u>総括店は、会計管理者に対し別記第8号様式による証紙等請求書により証紙及び始動標札（以下「証紙等」という。）を請求し、交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>総括店は、前項の規定により証紙等の交付を受けたときは、別記第9号様式による証紙等受領書を会計管理者に提出しなければならない。</u></p>

(事務集中店等に対する証紙等の交付)

第38条 総括店は、前条第1項の規定により交付を受けた証紙等を、指定金融機関及び指定代理金融機関にあつては事務集中店、収納代理金融機関にあつては会計管理者が指定した事務取りまとめ店（以下「事務取りまとめ店」という。）に対しこれらの請求により交付するものとする。

(証紙等による収納)

第39条 指定金融機関等のうち新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第5条第1項に規定する店舗（以下「証紙取扱店」という。）は、同条例第5条第2項に規定する証紙の指定売りさばき人又は新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第64条第3項に規定する証紙代金収納計器取扱者に対し証紙等売りさばくときは、新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）別記第6号様式による証紙買受申請書又は新潟県県税規則別記第88号様式による始動票札買受申請書（以下「証紙等買受申請書」という。）を提出させなければならない。

2 証紙取扱店は、前項の規定により証紙等売りさばいたときは、証紙等買受申請書の所定の欄に証明しなければならない。

(証紙の常備)

第40条 証紙取扱店は、売りさばきに支障のないように証紙を常備しておかななければならない。

(汚損証紙の回収)

第41条 証紙取扱店は、証紙を汚損したときは、自店に係る事務集中店又は事務取りまとめ店に送付しなければならない。

2 総括店は、毎年度半期ごとに汚損した証紙を事務集中店及び事務取りまとめ店から回収し、別記第10号様式による汚損証紙等報告書を添えて、これを一括して会計管理者に返戻しなければならない。

(報告書の提出)

第43条 総括店、事務集中店、取りまとめ店（県税徴収金等の収納の事務に係るものに限る。）及び事務取りまとめ店は、公金の収納又は支払及び県預金の受け払いに関して別表第5に定めるところにより報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書のうち受払日計表、受払月計表、証紙等受払月計表、証紙等受払決算表及び1年経過小切手等支払未済額報告書は、指定金融機関の事務集中店において総括表を作成して提出しなければならない。

(報告書の提出)

第43条 事務集中店及び取りまとめ店（県税徴収金等の収納の事務に係るものに限る。）は、公金の収納又は支払及び県預金の受け払いに関して別表第5に定めるところにより報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書のうち受払日計表、受払月計表及び1年経過小切手等支払未済額報告書は、指定金融機関の事務集中店において総括表を作成して提出しなければならない。

別表第1 (第16条関係)

指定金融機関等の区分	送付書類等	添付書類	(略)
(略)			(略)
指定金融機関及び指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗を除く店舗	(略)	(略)	

(略)

別表第3 (第27条関係)

(1) 県税徴収金以外の収入金に関する書類

(略)	会計管理者に送付する書類		(略)
	名称	様式	
(略)	領収済通知書(県税徴収金外収入)	規則様式第44号	(略)
		規則様式第49号の3	
(略)		規則様式第56号の2	
(略)			

(略)

(2) (略)

別表第4 (第42条関係)

事務集中店において設備する帳簿

名称	様式
(略)	
(略)	

別表第1 (第16条関係)

指定金融機関等の区分	送付書類等	添付書類	(略)
(略)			(略)
指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗及び収納代理金融機関のうち証紙取扱店	証紙等による収入金	新潟県収納金払込書	
指定金融機関及び指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗を除く店舗	(略)	(略)	
	指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗及び収納代理金融機関のうち証紙取扱店から送付を受けた証紙等による収入金		
	証紙等による収入金		

(略)

別表第3 (第27条関係)

(1) 県税徴収金以外の収入金に関する書類

(略)	会計管理者に送付する書類		(略)
	名称	様式	
(略)	領収済通知書(県税徴収金外収入)	規則様式第44号	(略)
		規則様式第49号の3	
(略)			
(略)			

(略)

(2) (略)

別表第4 (第42条関係)

1 事務集中店において設備する帳簿

名称	様式
(略)	
証紙等受払簿	別記第14号様式
(略)	

2 証紙取扱店において設備する帳簿

別表第5 (第43条関係)

1 事務集中店が提出する報告書

名 称	様 式	部数	提出先	提出期限
(略)				
(略)				

2 取りまとめ店が提出する報告書
(略)

第6号様式 (略)

第7号様式から第10号様式まで 削除

第11号様式 (略)

名 称	様 式
証紙等受払簿	別記第14号様式

別表第5 (第43条関係)

1 総括店が提出する報告書

名 称	様 式	部数	提出先	提出期限
汚損証紙等報告書	別記第10号様式	1	会計管理者	2月又は8月の翌月15日

2 事務集中店が提出する報告書

名 称	様 式	部数	提出先	提出期限
(略)				
証紙等受払月計表	別記第21号様式	1	会計管理者	翌月10日
証紙等受払決算表	別記第21号様式	1	会計管理者	翌年度4月10日
(略)				

3 取りまとめ店が提出する報告書
(略)

4 事務取りまとめ店が提出する報告書

名 称	様 式	部数	提出先	提出期限
証紙等受払月計表	別記第21号様式	1	会計管理者	翌月10日
証紙等受払決算表	別記第21号様式	1	会計管理者	翌年度4月10日

第6号様式 (略)

第7号様式 削除

第8号様式 (第37条関係)
証紙等請求書
(略)

第9号様式 (第37条関係)
証紙等受領書
(略)

第10号様式 (第41条関係)
汚損証紙等報告書
(略)

第11号様式 (略)

第12号様式から14号様式まで 削除

第16号様式 (第43条関係)

受払日(月)計表

(略)

歳入 (県税及び授業料以外) (歳入歳出外現金・基金)									
高等学校 授業料等 収入金	減								
	増								

(略)

第20号様式 (略)

第21号様式 削除

第12号様式及び第13号様式 削除

第14号様式 (第42条関係)

証紙等受払簿

(略)

第16号様式 (第43条関係)

受払日(月)計表

(略)

歳入 (県税・証紙収入金及び授業料以外) (歳入歳出外現金・基金)									
高等学校 授業料等 収入金	減								
	増								
証紙収入	減								
	増								

(略)

第20号様式 (略)

第21号様式 (第43条関係)

証紙等受払月計(決算)表

(略)

附 則

この告示の施行の日前に行った公金の収納又は支払及び県預金の受け払いについては、この告示による改正前の新潟県指定金融機関等事務取扱規程第43条の規定は、なおその効力を有する。

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県宛名システム利用端末用パーソナルコンピュータ等一式(その3)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称

新潟県宛名システム利用端末用パーソナルコンピュータ等一式(その3)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 令和6年8月9日(金)から令和6年9月6日(金)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

- (2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年9月6日(金) 午後1時30分

- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。

- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

- (5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和6年8月9日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和6年8月30日(金) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和6年9月3日(火)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特別保護地区の再指定について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、令和6年10月31日で存続期間が満了となる鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり再指定する予定である。

なお、関係書類は、環境局環境対策課、村上地域振興局健康福祉部衛生環境課（立島特別保護地区のみ）及び上越地域振興局健康福祉環境部環境センター（火打山特別保護地区のみ）において令和6年8月23日まで縦覧に供する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 粟島鳥獣保護区立島特別保護地区

(1) 特別保護地区の名称

粟島鳥獣保護区立島特別保護地区

(2) 区域

岩船郡粟島浦村地内の長手鼻を起点とし、ここから海岸線を北に進み通称カクシ島に至る。ここから稜線を東に進み村道28号線に至る。ここから同村道を南に進み丸山山頂から東に伸びる稜線との交点に至る。ここから同稜線を西に進み丸山山頂を経て、さらに稜線を西に進み起点を結ぶ内部一円とする（長手鼻からカクシ島までの範囲の海上にある岩礁を含む）。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

ア 指定区分

集団繁殖地

イ 指定目的

粟島鳥獣保護区は、オオミズナギドリやウミウなどの海鳥の集団繁殖地、渡り鳥の休息地（中継地）であり、ハヤブサの営巣も確認されている。立島周辺の区域については、特に海鳥の繁殖の中心となっている。したがって、保護を図る必要性の高い区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

オオミズナギドリやウミウなどの海鳥の繁殖地を適切に保持し、海鳥の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(5) 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、(1)から(4)までの事項について意見書を提出することができる。

ア 意見書の受付期間

令和6年8月9日から同月23日まで

イ 意見書の提出先

環境局環境対策課又は村上地域振興局健康福祉部衛生環境課

2 妙高山鳥獣保護区火打山特別保護地区

(1) 特別保護地区の名称

妙高山鳥獣保護区火打山特別保護地区

(2) 区域

妙高山鳥獣保護区のうち、国有林・上越森林管理署内、11林班中イ2、イ3の各小班、13林班中ロ1、ロ2の各小班、14林班中に、ロ2の各小班、16林班中イ、ロ3の各小班、37林班中ロ小班、39林班中イ小班、

並びに40, 41, 42, 43, 44, 47, 48, 49の各林班の区域。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

ア 指定区分

大規模生息地

イ 指定目的

妙高山鳥獣保護区は、多様な植生が混在する一帯であり、国内希少野生動植物種及び特別天然記念物に指定されているライチョウが生息している。特に火打山周辺ではこの特徴が顕著である。したがって、これらが保護を図る必要性の高い区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視するなどし、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、妙高戸隠連山国立公園に属しており自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

(5) 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、(1)から(4)までの事項について意見書を提出することができる。

ア 意見書の受付期間

令和6年8月9日から同月23日まで

イ 意見書の提出先

環境局環境対策課又は上越地域振興局健康福祉環境部環境センター

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 おたちゅう長岡店

所在地 長岡市喜多町字鏡湯391-1

設置者 株式会社ビィブリッジ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和6年1月16日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和6年8月9日から令和6年9月9日まで

採石業務管理者試験の実施について（公告）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和6年度（第53回）採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

令和6年10月11日(金) 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町6番地7 新潟自治労会館 601・602会議室

2 受験手続

(1) 書面申請の場合

受験願書を新潟県土木部河川管理課まで持参又は郵送すること。

ア 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

イ 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

ウ 受験願書受付期間

令和6年8月13日(火)午前8時30分から令和6年9月13日(金)午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)とし、郵送の場合は、令和6年9月13日付け消印のあるものまでを有効とする。

(2) 電子申請の場合

「新潟県電子申請システム」の「採石業務管理者試験の受験申込」フォームに必要事項を入力して、申請すること。

ア 受験願書受付期間

令和6年8月13日(火)から令和6年9月13日(金)まで

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 男性警察官用冬服上衣 | 346着 |
| 〃 冬服ズボン | 716本 |
| 〃 冬活動服 | 386着 |
| (2) 女性警察官用冬服上衣 | 96着 |
| 〃 冬活動服 | 86着 |
| 〃 冬服ベスト | 43着 |
| 〃 冬服ズボン | 130本 |
| 〃 制服用ワイシャツ | 336着 |
| (3) 男性警察官用防寒服(Ⅰ種)ズボン | 24本 |
| 〃 (Ⅱ種)上衣 | 206着 |
| 女性警察官用防寒服(Ⅰ種)上衣 | 6着 |
| 〃 ズボン | 36本 |
| 〃 (Ⅱ種)上衣 | 50着 |
| (4) 男性警察官用制服用ワイシャツ | 1,676着 |
| (5) 男性警察官用冬帽子 | 122個 |
| 警察官用冬活動帽子 | 332個 |
| (6) 男性警察官用雨衣上衣 | 337着 |
| 〃 雨衣ズボン | 295本 |
| 女性警察官用雨衣上衣 | 40着 |
| 〃 雨衣ズボン | 32本 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

-
- 3 落札決定日
令和6年6月11日及び令和6年6月21日
 - 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)について
船山株式会社新潟支店
新潟県新潟市東区卸新町3丁目51番29号
 - (2) 上記1(2)～(4)及び(6)について
小池被服株式会社
新潟県新潟市西区平島2丁目8番地6
 - (3) 上記1(5)について
株式会社堀口繊維工業
新潟県新潟市西区寺尾2番29号
 - 5 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
29,467,680円
 - (2) 上記1(2)について
10,817,400円
 - (3) 上記1(3)について
6,809,440円
 - (4) 上記1(4)について
17,422,020円
 - (5) 上記1(5)について
3,019,610円
 - (6) 上記1(6)について
11,661,430円
 - 6 契約決定方式
一般競争入札
 - 7 落札方式
最低価格
 - 8 入札公告日
令和6年4月19日
-